

障企発 1226 第 1 号
障障発 1226 第 1 号
障精発 1226 第 2 号
令和 7 年 12 月 26 日

各
〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕

障害保健福祉主管課長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
障害福祉課長
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について

行政手続のオンライン化については、「規制改革実施計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、「各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和 7 年 12 月末までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する」こととされている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)においては、「国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。」ことが求められている。

これらを受け、厚生労働省では、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資するよう業務改革や制度見直しを行うとともに、国が申請等の受け手となる手続については、令和 7 年 12 月末までに、原則、オンライン化することを目指し、必要な取組を進めている。

地方公共団体においても、今後、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組がより促進されるよう、地方公共団体が申請等の受け手となる手続について、下記のとおり、整理した。については、これを参考に、行政手続のオンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 申請等のオンライン化について

- 別紙に掲げる申請等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条の規定により、電子メールによる受付、都道府県等が提供するオンライン申請システムでの受付等のオンライン手続により、申請等に当たって必要となる書類等を提出することで実施可能であるため、オンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いする。
- なお、別紙に掲げる申請等のほか、国家資格等情報連携・活用システムを利用した地方公共団体に対する手続については、オンライン化に向けた方針が決まり次第、改めて連絡する。

（参考：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄））

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第二十三条第一項を除き、以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

2. 処分通知・受付通知が存在する手続について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日閣議決定）」の記載に基づいて策定された、「デジタル完結に向けた工程表」において、「年間手続件数が1万件以上の「申請」及び「届出」並びにこれらに対応する「処分通知」及び「受付通知」のデジタル化について、2025（令和7）年度末までのエンドツーエンドの行政手続きのデジタル完結に向けて取り組む」こととされたところ、「処分通知」又は「受付通知」が存在する手続については、当該通知についてもオンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いする。

3. 診断書・意見書の提出を求める手続について

- 診断書・意見書（以下「診断書等」という。）の提出を求める手続のうち、国の通知等により診断書等に医師の署名・押印を求めている手続（※）は、申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、オンライン手続により申請等を実施する場合は、診断書等を明瞭にスキャンして作成したPDF等の

電子ファイルを添付することが可能である。ただし、自治体の判断により、紙の診断書等の郵送での提出又は窓口での提出を求めても差し支えない。

- 一方、診断書等の提出を求める手続のうち、国の通知等により診断書等に医師の署名・押印を求めている手続については、この限りではないため、従前どおりの取扱いとする。

(※) 該当の手続は、別紙に掲げる申請等のうち、○をつけた手続である。

(参考)

- 内閣府「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定) p. 9
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

(該当箇所)

No. 14 事項名 行政手続のオンライン化の推進

a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。

なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)

第5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 p. 1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/7d821abe/20240621_policies_priority_outline_05.pdf

(該当箇所)

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革(BPR)や制度そのものの見直しの実施をデジタル化の前提とする。サービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。

- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定） p. 5, 6

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/b24ac613/20230609_policies_priority_outline_05.pdf

(該当箇所)

- (5) 手続のデジタル完結と利便性向上

「申請」と比較し進んでいない「処分通知」のデジタル化について、経済界要望等も踏まえて取り組み、デジタル臨時行政調査会において2023年（令和5年）12月末を目途に取りまとめる行政手続のデジタル完結に向けた工程表に基づいて、行政手続の「デジタル完結」の加速化を図る。また、国民の更なる利便性向上に向けて、国民接点がある政府情報システムについて、最低限守るべきUIのチェックリストを基に2023年（令和5年）夏を目途に改善を目指すとともに、更なるUI改善に向けては、重要かつ難易度が高い項目についても対応方針を検討する。

- 行政手続のデジタル完結に向けた工程表 p. 1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/c432e007/20231220_meeting_administrative_research_outline_01.pdf

(該当箇所)

・・・今般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023年6月9日閣議決定）の記載に基づき、年間手続件数が1万件以上の「申請」及び「届出」並びにこれらに対応する「処分通知」及び「受付通知」のデジタル化について、2025（令和7）年度末までのエンドツーエンドの行政手続のデジタル完結に向けた工程表を取りまとめた。工程表の策定に当たっては、対象手続の類型化を行っており、全対象手続について取りまとめた一覧表の「工程表」の列に記載された符号に対応した工程表が、各手続の見直しに係る工程表であることを示している。